

海老名市住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の発生予防及び中古住宅の流通を促進するとともに、転入及び定住の促進を図りつつ、地域で支え合う住環境を実現するため、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 世帯主及びその配偶者が申請日において50歳未満であり、かつ、申請日の属する年度末までに満18歳以下である者がいる世帯をいう。（出生予定であることが母子健康手帳等で確認できる者を含む。）
- (2) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者の1親等内の直系尊属に該当する者（以下「親」という。）であって、申請日において世帯主及びその配偶者が1年以上継続して市内の住宅に居住している世帯をいう。ただし、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に入居している者を除く。
- (3) 子世帯 親の1親等内の直系卑属又はその配偶者を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (4) 近居 子世帯が親世帯とは市内にある別の住宅に居住することをいう。
- (5) 同居 親世帯と子世帯が市内にある同一の住宅に居住することをいう。
- (6) 市税等 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (7) 中古住宅流通促進区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定める用途地域のうち、第一種低層住居専用地域にあることをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 子育て世帯又は子世帯に係る世帯主又はその配偶者であり、補助対象住宅の購入の契約者かつ所有者であること。
- (2) 補助金の交付を受けてから10年間は継続して補助対象住宅に居住する意志があること。
- (3) 申請日において、補助対象者及び補助対象住宅に同居する者全員がこの要綱による補助金の交付を受けたことがなく、かつ、市税等の滞納がないこと。
- (4) この要綱による補助金、海老名市三世代同居支援リフォーム助成金、海老名市空き家活用促進リフォーム助成金又は海老名商工会議所が実施する魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金の交付を受けたことのない者。

(補助金の種類)

第4条 この補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中古住宅取得補助金（子育て世帯支援型） 子育て世帯が中古住宅を取得する費用の一部について交付する補助金
- (2) 中古住宅取得補助金（近居・同居支援型） 子世帯が新たに親世帯と近居又は同居を開始するために購入した中古住宅の取得費用の一部について交付する補助金

(補助対象住宅)

第5条 中古住宅取得補助金（子育て世帯支援型）の対象住宅は、申請日において、補助対象者を含む子育て世帯員が居住している住宅であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に建築された戸建て住宅又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建築物（以下「分譲マンション」という。）であること。
- (2) 売買契約日において、築年数が10年以上である戸建て住宅又は築年数が20年以上である分譲マンションであること。
- (3) 申請日において、過去1年以内に締結した売買契約により取得した住宅であること。
- (4) 住宅の購入費用が500万円以上であること（土地及び建物を一括購入する場合にあっては、当該土地の購入にかかる費用を含む。）。
- (5) 補助対象者の所有であり、申請日において、所有権の移転の登記がされている住宅であること。ただし、補助対象者の配偶者以外に当該住宅を所有する者が他にいる場合を除く。
- (6) 建築の着工日が昭和56年6月1日以降のもの、又は建築の着工日が昭和56年5月31日以前であり、既に耐震診断等により安全性が確認されているものであること。

2 中古住宅取得補助金（近居・同居支援型）の対象住宅は、申請日において、補助対象者を含む子育て世帯員が居住している住宅であって、前項各号のいずれの要件も満たすものとする。

（補助金の額）

第6条 中古住宅取得補助金（子育て世帯支援型）の交付額は、次に掲げる基本額及び加算額の合算額とする。

- (1) 基本額 30万円
- (2) 加算額
 - ア 申請日までに、子育て世帯員全員が市外から転入して当該住宅に居住している場合 10万円
 - イ 補助対象住宅が中古住宅流通促進区域にある場合 10万円

2 中古住宅取得補助金（近居・同居支援型）の交付額は、次に掲げる基本額及び加算額の合算額とする。

- (1) 基本額 30万円
- (2) 加算額
 - ア 申請日までに、子世帯員全員が市外から転入して当該住宅に居住している場合 10万円
 - イ 補助対象住宅が中古住宅流通促進区域にある場合 10万円

（補助対象者の募集）

第7条 市長は、補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）を募集し、先着順により補助対象者を決定するものとする。

2 前項の規定による募集の期間は、年度の中で別に定めるものとする。

（交付申請）

第8条 中古住宅取得補助金（子育て世帯支援型）の交付を受けようとする者は、海老名市住宅取得支援事業中古住宅取得補助金（子育て世帯支援型）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象住宅に居住を開始した日の属する年度の2月末日まで（居住を開始した日が1月1日から3月末日までの場合においては、当該居住を開始した日の属する年度の翌年度の2月末日まで）に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者を含む子育て世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されているものに限る。）
- (2) 補助対象住宅に係る不動産登記事項証明書の写し

- (3) 補助対象住宅に係る売買契約書の写し
- (4) 補助対象住宅の全景を撮影した写真
- (5) 補助対象者を含む子育て世帯全員の納税証明書の写し。ただし、申請日において、本市の市税等の納税義務が発生していない場合にあつては、当該申請者及び補助対象住宅に同居する世帯員に、前住所地での市区町村税の滞納がないことを証する書類
- (6) 子育て世帯の世帯主又はその配偶者が妊婦の場合、母子健康手帳の写し
- (7) 補助対象住宅の建築の着工日が昭和56年5月31日以前である場合には、既に耐震診断等により安全性が確認されていることが分かる書類

2 中古住宅取得補助金（近居・同居支援型）の交付を受けようとする者は、海老名市住宅取得支援事業中古住宅取得補助金（近居・同居支援型）交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者を含む子世帯全員及び親世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されているものに限る。）
- (2) 補助対象者を含む子世帯全員及び親世帯全員の記載のある戸籍謄本の写し
- (3) 補助対象住宅に係る不動産登記事項証明書の写し
- (4) 補助対象住宅に係る売買契約書の写し
- (5) 補助対象住宅の全景を撮影した写真
- (6) 補助対象者を含む子世帯及び同居する親世帯全員の納税証明書の写し。ただし、申請日において、本市の市税等の納税義務が発生していない場合にあつては、当該申請者及び補助対象住宅に同居する世帯員に、前住所地での市区町村税の滞納がないことを証する書類
- (7) 補助対象住宅の建築の着工日が昭和56年5月31日以前である場合には、既に耐震診断等により安全性が確認されていることが分かる書類

3 市長は、第1項又は前項に掲げる書類により証明すべき事実を他の書類等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 第1項又は第2項による補助金の交付を受けようとする者は、どちらか一方の申請のみできるものとする。

5 補助金の交付を受けようとする者の配偶者は、第1項又は第2項による補助金の申請をできないものとする。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定にあたり、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、海老名市住宅取得支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第3号様式）又は海老名市住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により交付する補助金の額の確定を受けた者は、海老名市住宅取得支援事業補助金交付請求書（第5号様式）により、市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長へ届出をするものとする。

- (1) 第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、10年を経過する日の前までに補助対象住宅を譲渡又は貸付けしたとき。
- (2) 第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、10年を経過する日の前までに補助金の交付を受けた者が転居又は転出したとき。
- (3) 第7条第2項の規定による申請をし、第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、10年を経過する日の前までに近居又は同居を解消したとき。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、10年を経過する日の前までに補助対象住宅を譲渡又は貸付けしたとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、10年を経過する日の前までに補助金の交付を受けた者が転居又は転出したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 第7条第2項の規定による申請をし、第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、10年を経過する日の前までに近居又は同居を解消したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。

3 市長は、前項の規定による取消しがあったときは、海老名市住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の令和5年4月1日以前に売買契約を締結した住宅については、第5条第1項第2号中「築年数が10年以上である戸建て住宅又は築年数が20年以上である分譲マンション」とあるのは「築年数が10年以上である住宅」と読み替える。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

《令和8年4月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

《令和4年4月1日・制定》